



公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

令和7年8月12日

長野県知事 阿 部 守 一

1 試験日時

令和7年10月10日（金） 午前10時から正午まで

2 試験場所

長野県安曇野庁舎 講堂（安曇野市豊科4960－1）

3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項。）

4 出題形式

選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題）とします。

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（8,100円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

令和7年9月1日（月）から9月16日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（郵送による場合は、令和7年9月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380－8570）

6 合格発表

令和7年10月31日（金）以降に長野県ホームページに掲載します。

7 合格基準

合格基準については、試験終了後に公表します。

8 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課管理係のほか、一般社団法人長野県砂利砕石業協会、長野県砕石工業組合及び長野県鉄平石協同組合において配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話026－235－7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河 川 課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を令和7年7月18日付けで通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和7年8月12日

長野県監査委員 増 田 隆 志
同 青 木 孝 子
同 柄 澤 千恵子
同 酒 井 茂

長野県職員に関する措置請求（住民監査請求）の監査結果

令和7年(2025年)7月18日

第1 請求人及び監査対象

1 請求人

1名

2 監査対象

(1) 対象機関

松本地域振興局企画振興課

(2) 対象事項

団体Aに対する令和6年度地域発元気づくり支援金の交付

第2 監査の結果

1 結論

監査対象事項には社会通念上不合理な点又は不公正な点がなく、違法又は不当とは認められない。よって、請求にはいずれも理由がないと認め、棄却する。

2 請求の趣旨

請求書（後述第3）及び陳述（後述第4、1）を総合的に勘案し、請求の趣旨を次のとおりと解する。

(1) 支援金の使途の特定性

令和6年度地域発元気づくり支援金（以下「支援金」という。）の使途の説明が「〇〇一式」と曖昧であり、団体A（以下「本件団体」という。）の人件費や別事業に充てられている疑いがあるため、支援金は違法又は不当な支出の可能性がある。（後述第3、1(2)①②④）。

(2) 支援金活用団体としての適格性

本件団体の運営状況は、支援金交付要領に規定する「適正な執行・管理を行うことができる団体」に該当しない疑いがあるため、本件団体に対する支援金交付は違法又は不当な支出の可能性がある（後述第3、1(2)⑥）。

(3) 支援金の審査方法の妥当性

支援金の使途や団体の適格性を書類だけで形式的に審査することは、支出の妥当性の検証を怠るものであり、違法又は不当である。

(4) 求める措置

以上のことから、支援金の支出について監査し、違法又は不当と認められた場合は、当該支援金の返還等、適切な措置を講じることを求める。

3 請求書及び陳述のうち住民監査請求の対象としない事項

請求人は、本件団体に関し、団体の規約に反する運営実態（総会を開催しない、会計担当者及び監査担当者を選任せず決算書類を作成・開示しない、特定の者の会員資格を認めない）、作業負担の増加及び名称や規約の非継続性を捉えて、「適正な執行・管理を行うことができる団体」に該当しない旨を主張する（後述第3、1(1)、(2)③⑤⑥）。

しかし、団体運営を私的自治に委ねるのが一般原則であること、及び住民監査請求制度が県の財務会計上の行為又は怠る事実起因する県の財産的損害の防止・是正を目的とするものであること（後述5(1)）に鑑みると、団体の運営状況それ自体は、その影響が団体内部にとどまらず、県に財産的損害を発生させる可能性がある場合に限って、住民監査請求の対象となると解すべきである。

請求人の主張のうち前述2(2)を監査請求の対象と認めたのは、かかる趣旨によるものである。

4 監査対象事項の概要

(1) 地域発元気づくり支援金

本件請求の対象である支援金は、「豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、必要な経費を支援する」ことを趣旨とする補助金である。

(2) 本件団体に対する支援金交付状況

松本地域振興局企画振興課（以下「振興局」という。）が当該団体に支出した年度・金額は以下のとおりである。

令和5年度支出済額 1,088,000円（補助対象事業費1,360,000円）

令和6年度支出済額 944,000円（補助対象事業費1,180,000円）

(3) 本件団体の令和6年度支援金活用事業

本件支援金の補助対象事業は、地域資源の魅力を発信することを目的とする次の事業であり、いずれも本件団体が事業者に委託して実施したものである。

ア ガイドブック制作 990,000円

ガイドブックA4サイズ20ページ18,000部の制作製本費、デジタルコンテンツとの連動

イ 勉強会・イベント・アートツアーの開催 190,000円

・アートツアーウェブコンテンツ制作、勉強会・イベント開催チラシ、広告制作費120,000円

・記録撮影費 30,000円

・イベント開催のための通信費・設営費等 40,000円

(4) 本件団体に対する令和6年度支援金の支出手続き

- ① 令和6年1月28日付け 事業計画書 (本件団体から所在市経由で振興局に提出)
- ② 令和6年5月10日 松本地域選定会議 (振興局)
- ③ 令和6年5月23日付け 事業事前着手届 (本件団体から振興局に提出)
- ④ 令和6年5月27日付け 交付申請書 (本件団体から振興局に提出)
- ⑤ 令和6年6月24日 交付決定 (振興局)
- ⑥ 令和7年3月10日付け 事業実績報告書 (本件団体から振興局に提出)
- ⑦ 令和7年3月31日 額の確定 (振興局)
- ⑧ 令和7年4月8日付け 交付請求書 (本件団体から振興局に提出)
- ⑨ 令和7年4月10日 支出命令 (振興局)
- ⑩ 令和7年4月18日 支出 (振興局)

5 判断基準

(1) 住民監査請求の制度趣旨

住民監査請求(法第242条第1項)は、住民が、地方公共団体の職員等の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、公金又は公共財産等に損害が生じた(生じることが確実と予測される)と認める場合に、住民全体の利益を確保し、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として、損害の防止・是正・損害補填等のために必要な措置を求めることができる制度である。

(2) 補助金に関する判断の枠組み

本件支援金は、特定の事業を助成・奨励等するために対価なく支出する「補助金」であるので、補助金の違法又は不当を判断する枠組みについて検討する。

法第232条第2項は、「地方公共団体は、その公益の必要がある場合においては、寄付又は補助することができる」と規定する。補助金の交付が公益上の必要性を有するか否か、及びその交付金額の判断は、様々な行政目的を斟酌した政策的な考慮に基づいてなされるべきものであることから、地方公共団体の職員に一定の裁量権があると解される。

このため、この判断に社会通念上不合理な点がある場合又は特に不公正な点がある場合に、裁量権の逸脱又は濫用があり、違法又は不当と認められると解するのが相当である。

6 請求の趣旨に対する判断

請求の趣旨(前述2)について、監査の全過程で得たところに基づき、判断基準(前述5)に照らして、以下のとおり検討した。

(1) 支援金の使途の特性

請求人の主張は、令和6年5月27日付け交付申請書の写しに基づくものと推測されるが、監査では、令和7年3月10日付け事業実績報告書に添付された委託事業者からの見積書、委託料請求書等を確認した。

ア 支援金対象事業である委託業務の内訳

請求人は、本件団体が委託先事業者から受領し、交付申請書に添付した委託業務の見積書が「〇〇一式」等と抽象的であり、内訳が不明確であると主張する。

実績報告書に添付された委託料請求書には、「ガイドブック制作・ウェブコンテンツ委託料」、「勉強会・イベント(ウェブコンテンツ・チラシ)対応」ごとに「一式」と記載されているが、それぞれ「ガイドブックA4サイズ20頁18,000部制作、デジタルコンテンツ連動作業」、「アーツアーウェブコンテンツ制作含む、zoom接続費用・記録撮影ほか含む」と記載されており、委託業務の内容は特定されている。

このことから、本件委託業務の見積書等の記載には、支援金の交付決定・実績確認に社会通念上不合理な点又は不公正な点は認められない。

イ 支援金を団体の人件費や別事業に充てた可能性

請求人は、委託業務の内訳が不明確であることに加え、本件団体が支援金を初めて受けた令和5年度以降、それ以前の「データ制作費」に比べて事業費が増加していることをもって、本件団体が支援金を団体の人件費や別事業に充てた疑いがあると主張する。

まず、令和5年度以降の事業費の増加についてみると、従来制作していたパンフレットにインターネット上の地図や各店舗インスタグラムとの連動が付加され、イベント参加店舗に対する発信力強化の研修会を開催する等の業務が追加されている。当該追加部分は支援金の申請に当たって充実を図るとされていた内容と整合しており、事業費の増加について特段不自然な点は認められない。

また、委託事業の成果物については、振興局が、ガイドブックの現物や納品時の写真の提出を受け、デジタルコンテンツのインターネットでのアクセスを確認し、イベントの実施を地元紙記事で確認したことから、架空の経理処理によるものとは認め難い。

さらに、委託業務の内容であるガイドブックやデジタルコンテンツの制作は、相当程度の業務量と考えられ、同種の業務と比較しても特段高額な契約額とは認められない上、委託先事業者が発行した領収書により補助対象事業費1,180,000円の支払

いが確認できる。

以上のことから、本件団体は委託業務の支払いに対して支援金全額を充てたと判断することができ、支援金を団体内で留保し、団体の人件費や別事業に充てたと疑う事情はなく、支援金の交付に社会通念上不合理な点又は不公正な点は認められない。

ウ 委託料の請求書・領収書の日付

監査の過程で本件団体から振興局に報告されたところによると、本件団体から委託先事業者への支払いは2回に分割されていた（①令和6年9月24日500,000円、②令和7年2月27日680,000円）。通常は2回目の支払いに対する請求書や領収書は支払い済み額を除いて記載するところ、支援金事業実績報告書に添付された令和7年2月27日付け委託料請求書及び3月10日付け領収書はいずれも総額（1,180,000円）となっており、本件団体の補助簿でも3月10日付け支出となっている。

これらは、会計処理の適正性の点では疑問があるものの、前述イのとおり、委託料の支払いに相応する業務内容が確認できることから、日付の齟齬等をもって、委託業務の実体や支払いの事実を否定するほどの瑕疵とするのは失当と解する。

(2) 支援金活用団体としての適格性

請求人は、本件団体が規約に違反しており、支援金交付要領が規定する「適正な執行・管理を行うことができる団体」に該当しないと主張する。

交付要領第2、1(1)イは、「支援金活用事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる団体」を支援金交付対象者とする旨を規定している。

この点について、運用通知及び支援金説明会資料では、「適正な執行・管理を行うことができる団体」の要件として、①専用口座の開設、②会計簿・補助簿の作成、③会計責任者の選任、④県財務規則に準じた契約方法を満たすことを求めている。

本件団体は①～④の条件を満たしており、県が求める外形的要件を備えていることから、支援金活用団体としての適格性を有していたと推認する合理性がある。

また、振興局の事務担当者によれば、支援金活用事業の計画段階から実績の確認に至るまで、本件団体との連絡や提出書類には支障がなく、特段団体の事業執行能力を疑う事情は認められなかった。

以上のことから、支援金活用団体としての適格性が認められ、本件団体に対する支援金交付に社会通念上不合理な点又は不公正な点は認められない。

(3) 支援金の審査方法の妥当性

請求人は、支援金の使途や団体の適格性を書類だけで形式的に審査することは、支出の妥当性の検証を怠るものであると主張する。

振興局は、交付申請や事業実績確認を書類上で審査することを原則としているが、決して形式的な審査にとどまるものではなく、記載事項に不備や不明点があれば、電話や電子メールで説明や是正を求めている。

本件団体に対しては、令和6年1月の対面による事前相談会で事業内容について相談を受け、3月に電話で事業ヒアリングを行い事業計画書の記載誤りの是正を求め、交付決定後にはメール等で進捗状況を適宜確認した。

前述(1)及び(2)のとおり、本件支援金の事業内容や本件団体の適格性は支援金交付要綱等に適合しており、振興局はこの点を実質的に審査していたものと認められることから、支援金交付に関する審査に社会通念上不合理な点又は不公正な点は認められない。

(4) 求める措置

上記(1)～(3)のいずれの事項も請求に理由がないと認められることから、措置不要と判断した。

第3 監査の請求

1 請求書の提出

令和7年(2025年)5月30日付けで提出され、同年6月5日に受け付けた。

請求書及び請求書別紙の概要は次のとおりである。

(1) 請求書

本件団体は、団体の規約に反して運営しており（総会を開催しない、会計担当者及び監査担当者を選任せず決算書類を作成・開示しない、特定の者の会員資格を認めない）、支援金交付要綱に定める適正な執行・管理要件を満たしていない疑いがある。

本件団体に交付した令和6年度の支援金が違法又は不当な公金支出に該当するか否かについて監査し、違法又は不当と認められた場合は、支援金の返還請求等の措置を講じること。

(2) 請求書別紙

① 収支報告書の不透明性と説明責任の欠如

本件団体の2024(令和6)年決算書には支援金の支出内容の具体的な内訳や用途の説明がない。

また、情報公開請求に対する開示書類は「〇〇一式〇〇万円」との曖昧な表現にとどまり、支援金がどのように使われたかを把握することが困難な状態である。

会計処理の透明性を著しく欠き、制度の趣旨に反する可能性がある。

② 補助金制度との整合性に疑義がある支出

本件団体の決算書の事例※は、実質的に人件費に該当する可能性があり、補助金の人件費に充当されているおそれがある。

※2023(令和5)年決算書「クレーム対応20,000円」、2023・2024(令和5・6)年決算書「ガイドブックの運賃5,000円」

③ コンテンツ拡大による団体運営への悪影響

2023(令和5)年以降、支援金獲得を目的としたコンテンツ拡大により、運営の作業負担が急増する一方、人員配置や協力体制の構築が追い付かず、人的ネットワークや合意形成といった団体運営の根幹が軽視されている。

④ 新規事業への支援金流用の疑義

本件団体代表主導のプロジェクト等に支援金を使用した可能性があり、透明性と正当性に欠け、補助金制度全体への信頼を損ないかねない。

⑤ 団体の制度的正当性に関する疑義

当初の運営母体「運営委員会」には規約があったが、現在の運営主体「実行委員会」には設置根拠や規約が確認できず、組織の運営責任及び法的正当性を問われる事態につながる。

⑥ 事業継続に支障をきたしている事例

ガイドブックの訂正対応が増加、情報確認の作業責任を参加者個人に委ねている、運営委員会の責任放棄の姿勢が目立つなど、運営体制が緩み、イベントの信頼性や質の低下を招きかねない。

2 請求の受理

法第242条第1項に規定する要件を形式的に具備しているものと認め、令和7年5月30日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和7年6月17日に実施した。

(1) 提出書類

請求人から①から③が提出された。

また、監査委員事務局の求めに応じて、令和7年6月23日に④及び⑤が提出された。

① 2025年5月29日付け電子メールの写し

② 2025年5月30日付け電子メールの写し

③ 請求人が作成した2015年から2024年までの本件団体の収入・支出額の表

④ 公文書一部公開決定通知書(令和5年度支援金に関する令和7年1月16日付け情報公開請求に対するもの)

・令和5年5月18日付け 事前着手届

・令和5年5月21日付け 交付申請書

・令和6年3月10日付け 実績報告書

・令和6年3月29日付け 交付請求書

⑤ 公文書一部公開決定通知書(令和6年度支援金に関する令和7年1月16日付け情報公開請求に対するもの)

・令和6年5月23日付け 事前着手届

・令和6年5月27日付け 交付申請書

(2) 陳述の概要

請求書及び請求書別紙に対する補足説明のほか、次の点について言及があった。

ア 振興局は本件団体に対してヒアリング等を行わず書類だけで審査し、支援金を交付している。

イ 団体が支出した委託料の内訳が曖昧であることや、支援金を初めて受けた令和5年度以降に事業費が増加していることから、本件団体が支援金を人件費や別事業に充てている可能性があるが、証拠書類を入手できない。

ウ 本件団体の運営実態を明らかにするために支援金について情報公開請求をしたが、知りたい資料が入手できないため、住民監査請求を請求した。

2 振興局の陳述書の概要

監査対象機関である振興局から、口頭での陳述に代えて陳述書(令和7年(2025年)6月18日付け7松地企第25号)が提出された。

3 振興局の陳述書に対する請求人の意見の概要

令和7年6月19日付けで振興局の陳述書に対する意見を求めたところ、請求人から令和7年6月20日付けで意見の提出があった。その概要は以下のとおりである。

(1) 総論

陳述書は形式的確認に終始しており、実態調査が著しく不十分である。

振興局は、形式的な書類の書類提出の有無と担当者への電話ヒアリングをもって、交付対象団体の「適正な執行・管理能力」を確認したと主張しているが、これは交付要綱に基づく実質的審査・監督義務を著しく軽視し、団体運営の実態、会計の透明性、支出の妥当性など、補助金制度の本質に関わる重大な問題を看過している。

(2) 個別論点に対する意見

請求書別紙の①から⑥の項目(前述第3、1(2))について、振興局の陳述書に対する意見を記載

4 振興局の監査

監査対象機関である振興局に対し、令和7年6月10日に事務局職員による調査、同年7月4日に監査委員による監査を実施した。

監査委員事務局